平成２８年（フ）第１１８１号
福岡市早良区小田部２丁目19番１号
債務者　朝倉　雄大
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１８５号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目23番18―502号
債務者　大崎あや子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１９３号
福岡市西区福重団地７番1507号
債務者　松野下榮子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２０３号
福岡県福津市津屋崎５丁目５番６号
債務者　赤星　幸夫
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２０４号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　８棟404号
債務者　石原　　愛
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２２６号
福岡市早良区星の原団地34番401号
債務者　鶴田いづみ
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２４３号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵835番地５　コモドヒル須恵中央駅前302号
債務者　上橋　和子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４１号
福岡県大牟田市新地町11番地５　コーポ金井６号
債務者　今村　麻木（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第３４８８号
大阪市天王寺区空堀町12番12―502号、前住所大阪市東成区深江南２丁目10番３号
債務者　上横　貴寛
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６８５号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目８番27号、前住所大阪市住吉区長居東４丁目７番10号　長居パークロードビル　602号
債務者　薮西　崇博
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２号
島根県浜田市国分町438番地２
債務者　藤川　俊一
1　決定年月日時　平成28年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第７３３号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目31番地の１サンリットガーデン102
債務者　坊澤　拓実
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８５１号
東京都東大和市南街５丁目８番地の１カーサースッドマンション209号
債務者　中村　朋子
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４０号
栃木県真岡市さくら１丁目10番地４　パールハウスＢ棟202号
債務者　柳田　　学
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２号
栃木県足利市猿田町５番地25　ストークコーポ102、前住所群馬県邑楽郡大泉町朝日２丁目19番26号　クレスト110号
債務者　田端　慎也
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第３５６号
栃木県那須烏山市志鳥3289番地３、前住所埼玉県さいたま市見沼区春野３丁目17番１―605号
債務者　浜野　正義
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係